

第415回南国市議会定例会会議録

第3日 令和2年6月17日 水曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 山中 良成
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 土橋 愛	環境課長 谷合成章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志

地籍調査課長	横山 聖二	都市整備課長	若枝 実
住宅課長	山崎 伸二	上下水道局長	橋詰 徳幸
会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田 節夫	福祉事務所長	池本 滋郎
教育長	竹内 信人	教育次長兼 学校教育課長	伊藤 和幸
生涯学習課長	中村 俊一	監査委員 事務局員	天羽 庸泰
農業委員会 事務局長	弘田 明平	消防長	小松 和英

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	公文 知子	次長	野口 裕介
書記	門脇 智哉		

—————

議事日程

令和2年6月17日 水曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和2年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 南国市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 南国市重要な公の施設に関する条例
- 第10 議案第10号 市道の廃止について
- 第11 議案第11号 市道の認定について
- 第12 議案第12号 南国市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第13 報告第1号 令和元年度南国市一般会計継続費繰越計算書の報告について

- 第14 報告第2号 令和元年度南国市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第15 報告第3号 令和元年度南国市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
第16 報告第4号 令和元年度南国市企業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
について
第17 報告第5号 令和元年度南国市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第18 報告第6号 損害賠償の専決処分の報告について

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第18まで

—————*—————

午前10時2分 開議

○議長（土居恒夫） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

—————*—————

議案第1号から議案第12号まで、報告第1号から報告第6号まで

○議長（土居恒夫） この際、議案第1号から議案第12号まで及び報告第1号から報告第6号まで、以上18件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） おはようございます。日本共産党の杉本理です。

議案第1号一般会計補正予算についてお尋ねいたします。

12ページの4款衛生費に保健事業費145万1,000円、保健衛生予防費105万1,000円、母子保健事業費が14万3,000円、乳幼児健診事業費16万1,000円、それぞれ増額計上がされております。

そこで2点ほどお聞きいたします。

まず1点目は、妊婦に2枚ずつ配布した、いわゆるアベノマスクですけれども、順調に配られましたでしょうか。今回のマスクは遅いという批判を初め、異物の混入やカビなども報じられましたけれども、そのあたりもお答えいただけたらと思います。

2点目は、乳幼児健診及び各種検診の中止、延期に関してです。このことについての経費の追加計上かと思っておりますけれども、そういったあたりの経緯や今後の計画等をお聞かせいただけ

たらと思います。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。保健福祉センター所長。

〔土橋 愛保健福祉センター所長登壇〕

○保健福祉センター所長（土橋 愛） 保健福祉センターの補正予算について御答弁いたします。

厚生労働省から配布されました妊婦マスクの件につきましては、4月の中旬に一度妊婦の人数の半数が配布されまして、その後すぐに汚れや異物混入がわかりまして、厚生労働省のほうに返品いたしました。その後、5月の末に再度新しいものが参りましたので、6月の中旬に妊婦約200人に布製マスクを配布、送付しております。今後、毎月厚生労働省からは送付があるたびに妊婦に送付する予定で、当面9月末がめどとなっております。それ以降の配布につきましては、感染症の状況によって決定するというようになっております。

あと、乳幼児健診の中止につきましては、6月から再開しております、乳幼児健診は。ただし、母子保健法に基づく健診であります1歳6カ月児健診と3歳4カ月児健診は毎月の対象者を拡大して、二、三カ月かけておくれを取り戻す予定です。ただ、市の独自の健診である4カ月児健診、10カ月児健診につきましては中止となっておりますので、医療機関で個別に受診していただくようになります。また、発達の相談や育児相談などについては随時実施しております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 杉本議員。

○1番（杉本 理） お答えいただきありがとうございます。

先日、私は小児科医さんに話を聞いてきましたけれども、そういう今回中止になったことについて、中止になってしまった子供たちへの影響を非常に心配をされておりました。また、この間、小児科にかかる子供たちが減っているということも聞いておりますので、そういったことに関しても今後配慮をしていただきたいということと、また各地域で行っていた検診についても今後受診率だとか受診者数が低下してしまわぬように御配慮いただけたらというふうに思います。

答弁については構いませんので、以上でございます。

○議長（土居恒夫） 21番今西忠良議員。

〔21番 今西忠良議員発言席〕

○21番（今西忠良） おはようございます。

議案第1号の令和2年度一般会計補正予算、歳出2款1項11目の諸費、交通関係事業費

331万1,000円が計上されているところであります。とさでん交通における生活バス路線運行維持のための事業者の負担分に対しての緊急追加支援を行うものであります。国庫補助路線における総額、高知県の場合4,391万8,000円、このうちの2分の1を県が負担をし、残り2分の1はそれぞれの沿線の自治体が応分の負担をするものであります。これらの対象路線試算内訳、その根拠等について、まずお聞かせください。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。企画課長。

〔松木和哉参事兼企画課長登壇〕

○参事兼企画課長（松木和哉） 今回とさでん交通に対する追加の支援につきましては、先ほど議員のほうからも御紹介ありましたとおり、複数市町村にまたがって運行しています国庫補助路線10路線につきまして負担を行うものでございます。10路線の事業者負担額の合計額につきましては4,392万円となっております、このうち2分の1の2,196万円を高知県が負担をして、残り2分の1について各路線が走る沿線市町で負担をすることとしております。この10路線のうち、南国市区間を運行する路線といたしましては、田井線、神母木線、前浜線、高岡線、宇佐線の5路線となっております、本市の負担の内訳といたしましては路線ごとの本市区間の走行距離の割合に応じまして、田井線で66万1,759円、神母木線で38万8,823円、前浜線で81万8,486円、高岡線で54万3,752円、宇佐線で89万8,126円の合計5路線で331万946円となっております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 企画課長のほうからそれぞれの路線やあるいはその根拠と試算についてお伺いをいたしまして答弁いただきました。土佐電鉄と県交通との合併統合は平成26年、2014年10月1日からでありましたので間もなく丸6年を迎えようとしております。この間、企業としての経営努力はもちろんですけれども、さまざまな角度から行政支援、また昨年10月からは市営バスとも言えますコミュニティバスの運行がスタートするなど住民の移動の権利であります、また公共の福祉、そうした位置づけがされています地域の公共交通の維持や確保に日ごろから最大限御尽力いただいていることに、まず感謝も申し上げたいところであります。

今回はコロナ禍による緊急追加支援であります。事業主としましては休業補償であります雇用調整助成金、あるいは雇用調整安定助成金の制度の活用や資金繰り融資などでしのいでいるというのが現状であります。しかし、いつこのコロナ禍が終息をするのかは予測もつきませんし、さらなる感染の拡大というのが危惧をされているところでもあります。やっとな都市間高速バスも全面運行となりますし、しかしまだまだ人の動き、ものの動きというのはなかなか

かもとに戻ってこない状況にもあります。そうした中で観光バスの運行も全く今の現状ではめどが立たない状況にあると言えます。こうしたコロナ禍での社会や経済への影響は全くはかり知れません。既に全国でもいろんな企業の倒産というのは、もう2万1,000件にも上っている現状にあるわけです。そして、バスの事業者でも破綻をし民事再生法の適用を申請をした会社も出てきております。

とさでん交通は、統合時県や自治体で10億円を出資をしてスタートをした第三セクターの交通事業者と言えます。南国市も当然出資株主でありますし、年間には四半期ごとにモニタリング会議等にも参画をしながら経営チェックもされていると思います。こうしたことも踏まえて、正常かつ安定な経営体制に向けた施策や取り組みが今後大変重要であろうと思いますし問われてこようかと思しますので、その点について再度お答えください。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） とさでん交通の今後の経営の見通しにつきましては、路線バスにつきましては学校も再開され、また企業活動も正常化をしてきておりますので、利用者については一定回復してくるものではないかというふうに予想をしております。しかしながら、県外の都市間を結ぶ高速バスや観光や学校活動にかかわる貸し切りバスにつきましては、感染症の一定の終息により運行が再開をされているものの、通常時までの早期の回復はまだまだ見通せないという状況でございます。路線バス事業については、運行経費の赤字分を高速バスや貸し切りバスの収益で補填するという構造になっておりますので、今後の経営は依然として厳しい状況が続くことが考えられます。

バスの会計年度は10月から9月までとなっておりますので、今回の追加支援につきましては昨年10月から本年9月までの運行に対する補助ということになりますけれども、感染症の影響による減収の状況が長引くということになれば、さらに県及び沿線市町による追加支援も検討していく必要があります。

県及び沿線市町村においては、高知県中央地域公共交通改善協議会の枠組みで路線の再編や利用促進について定期的に協議をしております。また、とさでん交通の株主という立場といたしましては、四半期ごとのモニタリング会議におきまして会社の事業再生計画に対する実績値や利用状況について報告を受けているところであります。今後におきましては、持続可能な公共交通また生活路線の維持、確保に向けた支援のあり方につきまして、もう一度高知県及び沿線市町村におきまして協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 今西議員。

○21番（今西忠良） 答弁ありがとうございました。

持続可能な公共交通の維持確保に努めていただき、福祉施策などの観点からも検討や提言も行いながら経営にも参画をする、そうした中で市民、住民の利便性をさらに高めていく努力を一層図っていただきたいと、このようにお願いをして、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。15番村田敦子議員。

〔15番 村田敦子議員発言席〕

○15番（村田敦子） それでは、特定健診についてお聞きをします。

生活習慣病発症予防のためにと始められた特定健診ですが、従来であれば4月より受診が始まるはずですが、新型コロナウイルス感染予防のため受診券がまだ発行されておられません。受診券の発行予定と事業の開始時期、直近の受診率をお聞きします。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市民課長。

〔崎山雅子市民課長登壇〕

○市民課長（崎山雅子） 村田議員の御質問にお答えいたします。

先ほど村田議員がおっしゃいましたとおり、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で7月まで集団健診が中止になっております。8月以降実施する予定でありますが、8月以降も例年と異なりまして予約制とし、人数を調整して実施する予定です。感染拡大を避けるため、例年でしたら4月末にはお送りする受診券の送付を見合わせており、積極的な勧奨もできなかったところです。このほど、コロナ対策を行いながら実施する方向が固まりましたので、今月末に受診券を発送する予定でおります。

直近の受診率につきましては、まだ確定数が出ておりませんが、30年度よりは31年度は若干今のところ上昇しておりますので、今のところは31年度は例年と比べてポイントが上がっているというところになります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田敦子議員。

○15番（村田敦子） 8月からということは、例年に比べ4カ月間ロスをするということになります。ずっと受診率を高めることを目指してきましたが、直近は33%台の受診率だったと

思うのですが、今年度の、結局もう4カ月が受診できない、そして8月以降も人数調整をする予約制となるということで大幅に受診者が減ると思うのですが、今年度の目標数値は幾らでしょうか。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。市民課長。

○市民課長（崎山雅子） 直近の受診率でございますけれども、30年度は35.3%でございます。今年度は今の段階で36.9%でございますので、それよりは若干上がった数字が見込めると思っております。ただ、目標値につきましてはデータヘルス計画では40%、45%を見込んでおりますので、まだその目標値には届いていないという状況でございます。今後も受診率向上に努めることにはなりますけれども、今年度は集団健診につきましてはそういった状況で人数も絞られますことから、医師会の御協力もお願いいたしましてかかりつけ医で健診を受けていただくことをお勧めする、または診察のときのデータを御提供いただくみなし健診という仕組みがございますが、そちらのほうの方法をとりながら保健所とも連携して受診率向上の取り組みを行ってまいります。以上でございます。

○議長（土居恒夫） 村田議員。

○15番（村田敦子） 新型コロナウイルスがおさまっても、また新たな何かが起こります。目に見えず特効薬もない、そのことが恐怖ですが、その中で生き抜いていくには自己の免疫力を高めることしかありません。お元気でも年に1回の特定健診を受診し、自己の身体状況を確認することは大切なことです。保健指導が必要な方は保健指導を受けて改善を図り、自己免疫力、治癒力をアップする、そのことが特定健診事業の目的ではないでしょうか。先ほども言われましたように45%が目標ということですが、今年度はそういう出おくれた状態、また密集を避ける、そのことがありますのでなかなか大変と思います。36.9%以上の数値を出すというのは、皆が自分の体の自己免疫力を高めるっていう、そういう目的を持って、年に一度のこの特定健診を市が負担をしてくれてますので、無料ですのでぜひ周りの方にも受診を勧め、またことしの場合はそういう密集を避ける意味で、お医者さんにいつもかかっている方はそのかかりつけ医のほうで特定健診を受けられるような、そういう相談をして受診率を高めるようにしてほしいと思います。以上です。

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。19番土居篤男議員。

〔19番 土居篤男議員発言席〕

○19番（土居篤男） 議案第9号南国市重要な公の施設に関する条例について質疑をしたいと思います。

今までこういう公共施設を利用するに当たって、規則はあるでしょうけれども、こういう条例というものはありませんでしたが、ものづくりサポートセンターが設置をされて民間の営利企業に貸し付けると、そういうことが行われるわけですので、そういう意味で改めて全体の公共施設を見直して条例をつくるんだらうというふうに思います。間違いないでしょうか。答弁は要りませんが。その新しくできるものづくりサポートセンターの利用状況をどのように、目標、全体の利用者数とか聞いたことはありますが、なかなか立派なものができるので、どのような目標かできれば具体的にお答えをいただきたいと思います。

1階の施設は営利企業に貸し出すということ、2階は市民の団体とかあるいは子供たちとか

ということで、幅広く活動といえますか、ものづくり等に関していろんな各年齢層にわたって利用されると思います。3階も市民各層が利用する構造となっております。これらの全体の利用数は聞いたことがありますが、具体的に学校現場とか、どのような目標を設定をされておるのか。具体的に腹づもりがあればお答えをいただきたいと思います。

○議長（土居恒夫） 答弁を求めます。商工観光課長。

〔長野洋高商工観光課長登壇〕

○商工観光課長（長野洋高） ものづくりサポートセンターの利用の状況等、どういう想定をしておるかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

ものづくりサポートセンターにつきましては、四万十町の海洋堂ホビー館の入り込み客なども参考にしまして、年間3万3,000人の一般来場者を見込んでいます。また、市内の小中学校等に活用していただきやすいように1クラス分の受け入れができるスペースも構えておまして、小学校の社会科見学であるとか、中学校の職場体験など学校の活動として利用していただくことを考えております。小学校では、各学年350から400人程度の児童がおりまして、これらの児童に見て体験していただくことで南国市のものづくりに触れていただき、少しでも多くの子供たちに興味を持ってもらいたいと考えてます。子供たちが興味を持って家庭で話題とすることによって、保護者にも南国市のものづくりを知っていただけるという効果も期待しております。

そのほかにも、幅広く児童生徒に施設見学等に利用していただくように教育委員会と連携した取り組みを行う必要があります。具体的な数字につきましては、来年度の学校の年間スケジュールに組み込んでいただく必要があるということで、ちょっと今のところ具体的な数字という形ではよう出しておりませんが、次年度のスケジュールの作成時期の前、12月から1月ごろには学校に対して施設の利用、施設の活用について説明をしていくことを予定しております。

また、今教育委員会と連携して市内の小中学校において、毎年2校ずつ3年生が地域学習を通して地域の大型ジオラマの作成をするという授業に取り組んでおります。イベント時等には作成したジオラマを展示するなどの活動をしておりまして、地域の子供たちにもものづくりに興味を持ってもらい地域に愛着を持ってもらえるような取り組みとして、この地域学習とものづくりを組み合わせた授業につきましては今後も教育委員会と連携して継続していく、ものづくりサポートセンターでの展示というようなことも考えられるのかと思っております。

また、学校ということではなくて一般の方々の利用につきましても、クラフトを初めとする地域のものづくりの作家の方々の作品の展示であるとか、ワークショップの実施などものづく

りを切り口にした利用を多くの方にしていただけるように、現在ごめん・よってこ広場を中心にものづくりのワークショップやクラフト系のイベント等を定期的に実施して、ものづくりに興味のある方やものづくり人材の掘り起こし、ネットワーク組織づくりなども行っているところです。こういった活動を継続的に行って、ものづくりサポートセンターの完成後はものづくりサポートセンターと連携した取り組み等できるように引き続きこういった活動をしながら市民の方々を含めて多くの方々に来場し、かかわっていただけるように継続的に取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

○議長（土居恒夫） 土居篤男議員。

○19番（土居篤男） 2問もする必要はないと思いますが、予定としてはたくさんの方のことを考えておられると思います。また、この施設そのものが高知県下でも初めての施設でございますので、ぜひこれは子供たちの想像力を豊かになってもらおうと、20年後が楽しみである、今から20年後といいますと私もそんなこと言うべきではないかもしれませんが、20年後のことを言うな言われますが、将来の南国市を担う子供たちが想像力豊かな人格を形成して、豊かな南国市を築いてくれると思います。ぜひ、この活用については力を入れて、お願いして終わりたいと思います。

○議長（土居恒夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 議案第12号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第3号の質疑を終結いたします。

報告第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第4号の質疑を終結いたします。

報告第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第5号の質疑を終結いたします。

報告第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 報告第6号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（土居恒夫） これより採決に入ります。

議案第12号を採決いたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（土居恒夫） 起立全員であります。よって、議案第12号は同意することに決しました。

＊

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（土居恒夫） ただいま議題となっております議案第1号から議案第11号まで、以上11件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＊

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 令和2年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第2款総務費

第2条地方債の補正

議案第7号 南国市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第8号 南国市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第9号 南国市重要な公の施設に関する条例

産業建設常任委員会

議案第10号 市道の廃止について

議案第11号 市道の認定について

教育民生常任委員会

議案第1号 令和2年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費

議案第2号 令和2年度南国市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第4号 南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例

議案第5号 南国市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第6号 南国市手数料徴収条例の一部を改正する条例

—————*—————

○議長（土居恒夫） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

—————*—————

○議長（土居恒夫） お諮りいたします。明18日と19日の2日間は、委員会審査のため休会とし、6月22日に会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土居恒夫） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

6月22日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時36分 散会